

T e l : 3 5 9 5 - 1 1 4 7
F a x : 3 5 9 5 - 1 1 4 8

港区虎ノ門1-1-23 ウンピン虎ノ門ビル8階
(〒105-0001)

物部法律事務所

FAX

送付先： 青森県農林水産部 林政課 企画グループ 御中
発信： 物部 康雄

FAX 番： 0 1 7 - 7 3 4 - 8 1 4 5 送付枚数： /
電話番号： 日付： 7/3/2025

要件： 字牛滝川目130番1に関する 配布先：
お問い合わせ

前略

表記地番に関する林地台帳に関しましては、いろいろご教示くだされ、感謝申し上げます。

その際に、貴課から「当該地番については、その場所が不明確であり、また、それが国の所有か民間かに付き争いがある」ことが原因で森林計画の対象地から除外されているとお聞きしました。

ところで、佐井村役場からはこの除外決定自体は県によりなされるものとの説明を受けており、私もそのように理解致しますが、県によるその決定の根拠となった「場所と所有者の不明確さ」という点は地元自治体である佐井村が判断したものと考えます。

つきましては、佐井村が、貴庁に対し、表記地番の山林の場所及びその所有者につきどのような理由から不明確と説明をなしているのか、その内容をお知らせください。

以上、よろしくお願いします。

(以上)